

那須町国土強靱化地域計画

令和2年3月

那須町

目次

第1章 はじめに

1 背景・目的	2
2 本計画の位置付け	2
3 計画期間	3

第2章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念	4
2 基本目標	4
3 基本方針	5

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	6
2 想定するリスク	6
3 基本目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	6
4 施策分野	8
5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価	8
6 評価結果の総括	11

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針について	12
2 推進方針	13

第5章 計画の推進と進捗管理

1 各種施策の推進と進捗管理	24
【別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果】	25

第1章 はじめに

1 背景・目的

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを進めるため、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定し、基本法に基づき「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）」を策定しました。

栃木県においては、国基本計画を踏まえ、「栃木県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を平成28年2月に策定しています。

那須町（以下「本町」という。）においては、平成10年8月豪雨災害（いわゆる那須水害）や平成23年に発生した東日本大震災、令和元年10月の台風第19号による被害など、約10年間隔で大規模な自然災害が発生しています。

このような災害時において、町民の生活を守るとともに、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避する「災害に強いまちづくり」「安全安心な暮らし」の推進が肝要であることから、自然災害等に備え、強く、しなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため、那須町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

また、県地域計画が、本町を含む県土全域にわたる計画であることから、同計画との調和を図るとともに、国土強靱化に関する分野の計画等の指針とするものです。

あわせて、本計画は「那須町地域防災計画」及び「那須町業務継続計画」との調和を図ります。

【参考1】



本計画を指針とする主な分野

（指針とする計画や重要施策）

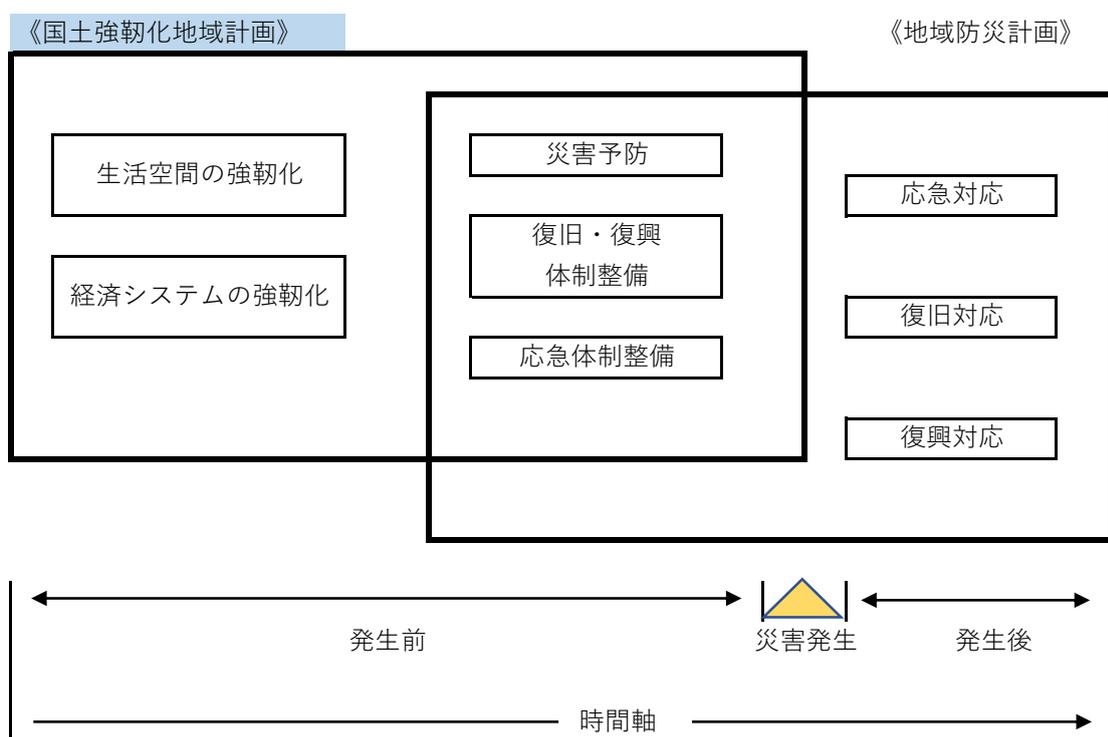
総務分野・・・那須町振興計画・まちひとしごと創生総合戦略・公共施設管理計画
福祉分野・・・災害時要援護者対策・保育園児対策・社会福祉協議会の運営
建設分野・・・都市計画マスタープラン・建築物の耐震化・道路河川の適正管理と改良
農林分野・・・山地治山の推進・土地改良区との連携・農地、農業用施設の適正管理
農業用ダム、農業用ため池の管理・災害に強い森林づくり
上下水道・・・施設の耐震化及び長寿命化・経営戦略の推進
医療分野・・・初動の確認と適正処置
文教分野・・・学校安全計画・施設の適正管理・防災教育
広域行政・・・県北自治体・栃木県町村会・福島県南地域の自治体等との連携

【参考2】

那須町地域防災計画との趣旨整理

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
計画の意義	自然災害全般を想定し、地域社会の強靱化を目指す。	災害の種別ごとに、発生時の対応力の強化を目指す。
対象となる時間軸	災害発生前	災害発生前・発生時・発生後の対応
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策を展開する。	予防・応急・復旧などの具体的施策を展開する。
施策指標の設定	有	無

【関連のイメージ図】



3 計画期間

本計画の計画期間は、第1期を令和2年度から令和7年度とし、以後5年スパンの計画とします。

※計画期間中において、社会情勢に変化が生じたときは必要に応じて見直しを行います。

第2章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

本町及び栃木県内は、比較的大規模な自然災害の発生が少ない地域とされてきましたが、那須水害や東日本大震災、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨、令和元年度の台風第19号災害などで大きな被害が発生しており、地域の自然災害に対するリスクが、行政、町民の間で改めて潜在的なリスクとして認識されるなど、より一層の防災・減災対策に総合的かつ計画的に取り組む必要があります。

このため、どのような災害が発生したとしても、

- ① 町民の生命の保護が最大限図られること
- ② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な被災を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設における被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧と復興に取り組むこと

上記4点を念頭に、「安全・安心なまちづくり」を進めます。

2 基本目標

基本理念に基づき、本町の強靱化を推進するために必要な事項として、次の8つの基本目標を設定します。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 救助、救急、医療活動等が迅速に行われること
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保すること
- ④ 必要不可欠な情報通信機能を確保すること
- ⑤ 経済活動が機能不全に陥らないようにすること
- ⑥ 生活、経済活動に必要な不可欠なインフラ（電気・ガス・上下水道・燃料・交通等）を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑦ 二次災害の発生を防御すること
- ⑧ 地域社会、地域経済が迅速に復旧、復興できる条件を整備すること

3 基本方針

本町では、少子・高齢化、人口減少社会に対応するため、第7次那須町振興計画の着実な事業展開と令和2年度からスタートする第2期まち・ひと・しごと創生那須町総合戦略に基づき、各種施策を進めることにしています。

本町が「持続可能なまち」「町民が心豊かに暮らせるまち」を目指すためには、災害に強いまちを基本としなければなりません。

特に、本町の特長として、活火山である茶臼岳、日光国立公園那須の美しい景観、町内を貫流する多くの中小河川と農地、八溝山系の山村振興地域を有していることや標高差が約1,700m（平地と茶臼岳山頂1,915m）あることなど、栃木県内においては特徴的な地域となっています。

これらの視点を背景とし、本町を含む県土全域における強靱化推進の視点を有する県地域計画との趣旨の調和に留意し、以下の方針に沿って強靱化を推進します。

(1) 基本にすること

- ① 人口減少など社会情勢を踏まえた施策推進
- ② 高齢者、子ども、障がい者、外国人等との共生
- ③ コミュニティ機能の向上や関係機関等との適切な連携と役割分担の確認
- ④ 災害に対する知識等の向上

(2) 適正な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- ② 非常時のみならず、平常時における町民生活の質の向上に配慮した施策推進

(3) 効果的な施策推進

- ① 選択と集中による施策の重点化
- ② 既存の社会インフラの有効活用と効率的な維持管理
- ③ 国や県と連携した施策導入と事業展開
- ④ 民間との連携及び民間投資の推進



本町の標高最高地点は、茶臼岳（標高1,915m）で、町南部の稲沢地内（標高200m）との標高差は約1,700mとなっています。

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国基本計画及び県地域計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価※という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

- ① 想定するリスクの設定
- ② 基本目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）の設定
- ③ 施策分野の設定
- ④ リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

2 想定するリスク

国基本計画及び県地域計画において想定しているリスクは、「大規模自然災害全般」であることから本町の地域防災計画を踏まえ※、該当事案をリスク想定とします。

3 基本目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (P7参照)

脆弱性評価は、基本法に基づき、リスクシナリオを想定したうえで行うものとされています。

本町では、国基本計画及び県地域計画との趣旨調和に留意したうえで、28のリスクシナリオを設定します。

《参考》

基本法の紹介

第4条抜粋

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国土の強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域内における国土の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

※本町における脆弱性評価はP25～P34参照

※本町の地域防災計画は、自然災害のほか、原子力災害への対応も掲げていることから、本計画においてもリスクシナリオの一項目とします。

本町におけるリスクシナリオ

基本目標		No.	リスクシナリオ
1	人命の保護が最大限図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や、住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4	那須岳の突発的噴火による多数の死傷者の発生
		1-5	上記1-1から1-4のリスク想定において、情報伝達の不備等により、避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助、救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺、重篤者の搬送支障
		2-4	橋りょう崩落等による長期の帰宅困難者への飲料水、食料等の供給不足
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能を確保すること	3-1	町職員、施設等の被災による機能の大幅低下、登庁困難者多数による機能不全
4	必要不可欠な情報通信機能を確保すること	4-1	電力供給停止等による情報通信機能の麻痺、長期停止
5	経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	本町の基幹産業である観光・農業における経済活動の停滞
		5-2	サプライチェーン※の寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	生活や経済活動に必要な公共インフラを確保するとともに、早期復旧を図ること	6-1	電力供給の長期停止
		6-2	上水道、下水道の長期間にわたる機能停止
		6-3	源泉の被災による温泉の供給停止
		6-4	地域公共交通ルートが分断する事態
7	二次災害の発生を防御すること	7-1	ため池、ダム、防災施設等の損壊、機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質等の大規模拡散、流出
		7-3	農地、森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	那須岳噴火後の火山灰の降灰、火砕流の発生
8	地域社会、地域経済が迅速に復旧、復興できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路橋りょう等の復旧、復興を担う人材（専門技術者、労働者、ボランティア等）の不足により復旧、復興が大幅に遅れる事態
		8-3	火山噴火からの復旧、復興を担う総合的なコーディネーターの不足により復旧、復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地域コミュニティの衰退等により復旧、復興が大幅に遅れる事態

本町において想定する災害：水害、地震、風水害、雪害、放射能の拡散、火山噴火等

※サプライチェーン：原料の段階から製品が消費者の手に届くまでの経済活動のつながり

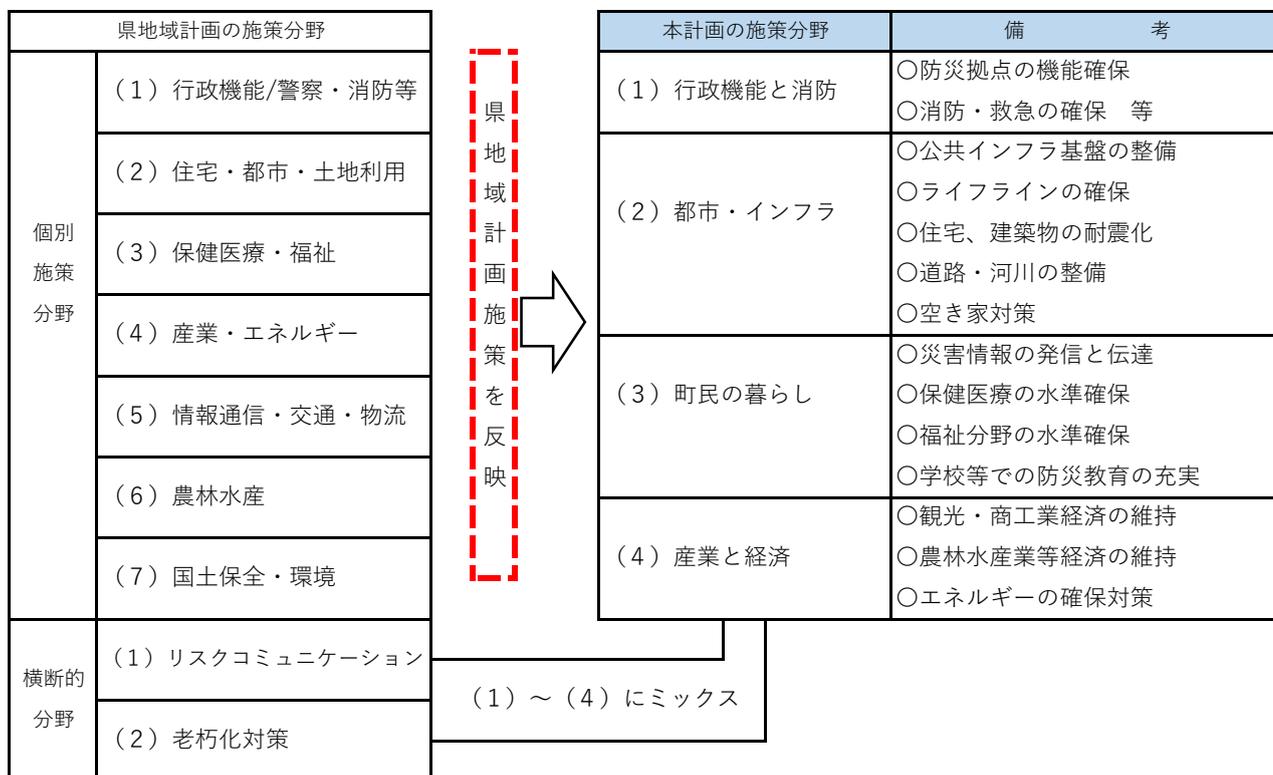
4 施策分野

本計画では、効果的に強靱化を推進するため、第2章において設定した基本目標や基本方針を踏まえ、ハード対策、ソフト対策を適切に組み合わせるとともに、地域社会、地域経済の強靱化、町民に対して分かりやすい施策展開、一体的かつ効果的な取り組みの推進などの視点を総合的に勘案し、下記の施策分野を設定します。

- (1) 行政機能と消防
- (2) 都市・インフラ
- (3) 町民の暮らし
- (4) 産業と経済

【参考】

《県地域計画と本計画の施策分野》



5 リスクシナリオを回避するための現状分析と評価

各リスクシナリオに対し、施策や事業の進捗状況の観点などを含め、現状分析と評価を実施しました。評価結果は、【別紙1】「脆弱性評価シート」のとおりです。(P25以降参照)

【参考】主な評価結果（リスクシナリオごとに事前に備えるべき目標など）

（リスクシナリオはP7参照）

1 人命の保護が最大限図られること リスクシナリオ1-1から1-5

- 本町の住宅、建築物の耐震化率は80%前後となっており、防災上重要な町有建築物については、約95%となっています。令和2年度を目標年度とする那須町建築物耐震改修促進計画（第2期計画）に基づき、さらなる耐震化の促進が必要です。
- 各種災害に対応したハザードマップの見直しと有効活用、関係機関と連携した情報収集、伝達体制の確保、警戒・避難体制（要援護者、外国人等を含む）、防災訓練、自主防災組織の育成、学校等における防災教育など、各分野において充実強化が必要です。
- 社会資本の老朽化対策や、市街地整備、治水、土砂災害対策等の推進が必要です。

2 救助、救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）

リスクシナリオ2-1から2-5

- 災害時に必要となる食料、飲料水、防災用資機材、医療品などの計画的な備蓄や、流通備蓄にかかる関係機関、民間事業者等との協力体制のさらなる強化が必要です。
- 救援物資等を迅速かつ確実に輸送することや「孤立集落」を最小限にするため、県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路をはじめとする道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。
- 近隣自治体等との広域的な相互応援、受援体制の充実強化が必要です。
- 災害時の医療救護活動を迅速かつ効率的に実施するため、救護班、救護所の設置などにかかる医療関係機関との連携強化が必要です。
- ドクターヘリの離発着のため、町内に数か所の離着陸場（ヘリポート）が必要です。

3 必要不可欠な行政機能を確保すること リスクシナリオ3-1

- 災害活動拠点や防災上重要な町有建築物の保全、防災拠点の自立分散型エネルギーの導入推進、業務継続体制の強化、近隣自治体との相互応援体制の確保が必要です。
- 那須町業務継続計画に基づき、災害対応力の向上を図る必要があります。

4 必要不可欠な情報通信機能を確保すること リスクシナリオ4-1

- 非常用発電機の老朽化対策など、非常時に安定した電源を確保するための対策を推進するとともに、災害の種類に応じた多様な情報伝達手段の確立と町民等への普及が必要です。

5 経済活動を機能不全に陥らせないこと リスクシナリオ5-1から5-4

- 国全体の強靱化に貢献する観点から、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも、事業継続が担保されるよう、東京圏企業の本社機能等の移転促進に向けた取り組みが必要です。
- 観光地である本町内で想定される災害に際して、観光客に対する円滑な誘導、避難を確保するための幹線道路の整備や輸送車両の滞留空間確保など、交通ハブ機能の強化が必要です。
- 農業用施設の改良、維持管理など、農林水産業にかかる生産基盤等の災害対応力の強化が必要です。

6 生活や経済活動に必要な公共インフラを確保するとともに、早期復旧を図ること リスクシナリオ6-1から6-4

- 関係機関と連携し、リスクの洗い出しや、緊急時に備えた訓練の充実が必要です。
- 長期停電を回避するための自立分散型エネルギーの普及開発が必要です。
- 上水道、下水道の老朽化対策、耐震化の推進が必要です。
- 町の観光資源である温泉源泉の適切な維持管理が必要です。（民間事業者）
- 地域公共交通ルート上の道路及び生活道路、通学路について、計画的な整備、維持管理が必要です。

7 二次災害の発生を防御すること リスクシナリオ7-1から7-4

- 町内の農業用ダム、ため池の適切な維持管理が必要です。
- 有害物質等の大規模拡散、流出等に関して、県、周辺自治体等との役割分担が必要です。
- 国土保全の観点から、優良農地、農業水利施設、森林の適切な保安全管理が必要です。
- 那須岳噴火の際に想定されるリスクについて、町民等へのさらなる啓発や避難所の確保が必要です。

8 地域社会、地域経済が迅速に復旧、復興できる条件を整備すること リスクシナリオ8-1から8-4

- 県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑、迅速に処理するための体制整備が必要です。
- 個人財産の確保と円滑な災害復旧事業の実施のため、地籍調査の推進が必要です。
- 非常時における専門技術者の確保を進める必要があります。
- 建設業の人材、災害ボランティアの確保などマンパワーの確保が必要です。
- 地域コミュニティの希薄さは災害時にマイナスに働くことから、防災意識を高めるための自治会活動や自主防災組織づくりが重要です。

6 評価結果の総括

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる施策の着実な推進

防災、減災対策など強靱化に資する取り組みについては、ハード対策、ソフト対策ともに、着実な進捗となっていますが、最悪の事態を想定し、被害を最小限に抑えることと早期の復興に移行させるためには、さらなる取り組みの強化が必要です。

より強靱なまちづくりを推進するためには、災害時にも機能する道路ネットワークの構築、インフラ等の施設整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防災訓練、意識啓発などのソフト対策を組み合わせることが重要です。

本計画において想定されるリスクシナリオを回避するためには、より効率的で効果的な事業展開を図ることが重要であり、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識していく必要があります。

(2) 横断的な取り組みと関係機関等との連携

強靱化に資する取り組みにおける個々の施策の実施主体は、庁内においては、複数の部局が関与するとともに、決定された方針等は、国、県、民間事業者、町民など多岐に影響を与えることになります。

そこで、強靱化施策は、庁内横断的な取り組みを進めるとともに、平常時における国、県等との十分な情報共有が重要です。

平常時の取り組みが適時適切な対応につながることから、官民が連携し、目標実現に向けた取り組みを進める必要があります。

第4章 強靱化の基本方針

1 施策分野ごとの推進方針について

脆弱性評価の結果（P25～）に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、第3章において設定した4つの施策分野（P8 6行目から）において今後必要となる施策を検討し、以下のとおり推進方針を定めます。

【4つの施策分野】（再掲）

- (1) 行政機能と消防
- (2) 都市・インフラ
- (3) 町民の暮らし
- (4) 産業と経済

—重要業績指標（KPI）※—

計画の進捗管理の観点から、施策分野における優先度・重要度により「重要業績指標（KPI）」を設定します。

なお、KPIはPDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）の検証によっては数値の見直しを行う場合があります。

—推進方針一覧—

（1）行政機能と消防 9項目

- 情報の収集・伝達方法の確保
- 物資、資機材の備蓄、調達体制の整備
- 帰宅困難者対策
- 防災拠点機能の確保及び防災上重要な町有建築物の耐震化
- 業務継続体制の整備
- 首都直下地震への対応
- 火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保
- 相互応援体制の整備
- 消防広域応援体制の整備

（2）都市・インフラ 19項目

- 住宅、建築物の耐震化
- 社会資本の老朽化対策
- 老朽危険空き家対策
- 市街地整備
- 総合的な水害対策
- 河川等における施設長寿命化対策
- 総合的な土砂災害等の対策推進
- 那須岳火山防災の対策推進
- 緊急輸送体制の整備
- 道路ネットワークの構築
- 都市機能の維持
- 帰宅困難者対策（再掲）
- 電源の確保
- 道路の防災、減災対策
- 交通結節点への連携強化
- 上下水道の耐震化と適切な維持管理
- 有害物質の大規模拡散、流出対策
- 災害廃棄物の処理体制の整備
- 地籍調査の推進

（3）町民の暮らし 9項目

- 防災意識の啓発、防災教育の実施
- 地域防災力の向上
- 町民等への災害情報の伝達
- 避難行動要支援者対策
- 外国人対策
- 医療関係団体との連携強化
- 救護班、救護所、トリアージ体制の整備
- 感染症予防対策
- 災害ボランティアの活動体制の強化

（4）産業と経済 13項目

- 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（再掲）
- 本社機能等の移転
- 道路の防災、減災対策（再掲）
- 道路ネットワークの構築（再掲）
- 交通結節点への連携強化（再掲）
- 農林水産業にかかる生産基盤等の災害対応力の強化
- ライフラインの災害対応力強化
- 自立分散型エネルギーの導入推進
- 農道、林道の整備
- 農業水利施設の老朽化対策及び耐震化推進
- 農地・農業用水利施設等の適切な保全管理
- 森林の適切な保全管理
- 建設業における復旧、復興を担う人材を含めた労働者の育成、確保

※重要業績指標KPI（key Performance Indicatorの略称）

2 推進方針

(1) 行政機能と消防

①行政機能

情報の収集・伝達体制の確保（リスクシナリオ1-5、4-1）

災害発生時において、県、町、防災関係機関が迅速かつ確かな情報収集、伝達を行います。

(主な取り組み)

- 防災行政ネットワークやドローン等を活用した効果的な情報収集、伝達のあり方を常時検討
- 宇都宮地方気象台との連携強化及び気象予報士による基礎研修（災害対策本部員対象）
- 公共土木施設の迅速な復旧に向けた国、県、周辺自治体、民間団体等との情報共有
- 防災行政無線、那須町安全安心メール、エリアメール等の複合的な情報伝達

物資、資機材の備蓄、調達体制の整備（リスクシナリオ2-1、5-3）

災害発生直後の被災住民の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組みます。また、備蓄物資の品目選定については、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、食物アレルギーのある方にも配慮していきます。

(主な取り組み)

- 被害想定に基づく食料、飲料水、生活必需品の備蓄推進
- 医療機関等との連携による医薬品等の備蓄推進
- 被災住民の避難生活等において必要となる防災用資機材の備蓄推進
- 民間事業者団体等と締結した協定の効果的な運用と新規締結の推進

帰宅困難者対策（リスクシナリオ2-4）

大規模災害発生時において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。

(主な取り組み)

- 県や周辺自治体との情報共有の強化及び代替輸送ルートや輸送手段の確保
- 町と民間事業者（宿泊施設）における（災害時の）宿泊に関する協定の推進
- 避難所の確保や公共施設、観光施設、宿泊施設における緊急物資の備蓄推進

防災拠点機能の確保及び防災上重要な町有建築物の耐震化（リスクシナリオ3-1）

大規模災害発生時における迅速かつ確かな応急対策を実施するため、救出、救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点の防災機能を計画的に整備するとともに、那須町建築物耐震改修促進計画（第2期計画）に基づき、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を有効活用し、防災上重要な町有建築物の耐震化を推進します。

(主な取り組み)

- 町役場、支所、消防施設、避難所等の計画的な保全
- 防災拠点における太陽光発電や蓄電池等の自立分散型エネルギーの導入推進
- 防災拠点の施設整備や臨時離着陸場（ヘリポート）の設置・・・道の駅那須高原友愛の森
- 防災上重要な町有建築物の耐震化

業務継続体制の整備（リスクシナリオ3-1）

「那須町業務継続計画」に基づき、人員不足時の対応や災害対応力の向上を図ります。

(主な取り組み)

- 那須町業務継続計画に基づく活動の確認
- 組織、事務事業の継続的な見直し

首都直下地震への対応（リスクシナリオ3-1、5-2）

首都直下地震等の発生に備え、首都機能のバックアップへの対応等に県及び周辺自治体と連携しながら取り組みます。

(主な取り組み)

- 首都機能等のバックアップ拠点としての機能発揮に向けた検討
- 東京圏企業の栃木県北エリアへの本社移転推進

②消防

火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保（リスクシナリオ1-1）

大規模な災害発生時に、迅速かつ確に消火、救急、救助活動が行える体制を整備します。

(主な取り組み)

- 消防施設、設備、車両等の計画的な整備と適切な維持管理
- 消防団員の確保や資質の向上などの組織の充実、強化

相互応援体制の整備（リスクシナリオ2-2、3-1）

町の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の広域的な応援体制や関係機関との協力体制を確立します。

(主な取り組み)

- 自衛隊への的確な支援要請
- 周辺自治体及び定住自立圏域自治体との応援体制構築
- 町の受援体制の整備
- 災害時相互連携協定の適切な運用

消防広域応援体制の整備（リスクシナリオ 2-2）

町内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするための対策を推進します。

(主な取り組み)

- 人命救助活動における県及び広域連携の推進

【行政機能と消防】分野の重要業績指標

重要業績指標（KPI）	現状値	目標値
1 防災上重要な町有建築物の耐震化率	95%（H30）	100%（R7）
2 備蓄非常用食料の充足率	100%（H30）	100%（R7）
3 地域防災拠点における自立分散型エネルギーの導入	2ヶ所（H30）	6ヶ所（R7）
4 消防団の充足率	89%（H30）	現状値からの増加

(2) 都市・インフラ

住宅、建築物の耐震化（リスクシナリオ1-1）

那須町建築物耐震改修促進計画（第2期計画）に基づき、効果的な普及啓発を行うとともに、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」及び県の支援制度等を有効活用し、耐震化を推進します。

（主な取り組み）

- 住宅の耐震化推進
- 学校、公民館、旅館、ホテル等多数の者が利用する建築物の耐震化推進
- 緊急輸送道路及び避難路沿道建築物の耐震化の促進

社会資本の老朽化対策（リスクシナリオ1-1、5-3）

今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、那須町公共施設等総合管理計画を策定し、計画的な維持管理と更新に取り組むとともに、那須町道路整備5カ年計画及び那須町橋梁長寿命化修繕計画に基づいた社会資本の維持管理・更新に取り組めます。

（主な取り組み）

- 公共施設の再編及び公共建築物の長寿命化（計画的な維持管理と更新の推進）
- 道路、橋りょう、上下水道等インフラの長寿命化（計画的な維持管理と更新の推進）

老朽危険空き家対策（リスクシナリオ1-1）

災害発生時の倒壊等を防止するため、関係機関と連携し、空き家対策を推進します。

（主な取り組み）

- 「那須町空き家対策計画」の策定（空家の調査、所有者への告知、解体費補助制度等の創設など）

市街地整備（リスクシナリオ1-1）

災害時の被害拡大の抑制や、円滑かつ安全な避難行動の実施に向けた避難路や避難場所の確保など災害に強い市街地を目指した基盤整備や都市機能の更新を推進します。

想定市街地・・・那須湯本、黒田原、芦野、伊王野

（主な取り組み）

- 緊急輸送道路、避難路等の整備推進
- 緊急輸送道路及び避難路沿道建築物の耐震化の促進（再掲）
- 防災機能を有する公園や道の駅における防災機能の強化（例：道の駅那須高原友愛の森防災館）
- 幹線道路の無電柱化を推進
- 市街地内における多目的空地の確保推進

総合的な水害対策（リスクシナリオ1-2）

水害を予防し、河川の安全性を高めるため、ハード対策とソフト対策を一体的に推進するとともに、集中豪雨による市街地における浸水被害を解消するため、道路排水施設整備を推進します。

（主な取り組み）

- 河川の拡幅改良や護岸整備など減災対策の推進
- 河川の堆積土除去などの防災、減災対策の推進
- 町民が河川氾濫前に適切に避難できる警戒周知、避難誘導の取り組み
- 浸水ハザードマップの見直し
- 道路排水施設整備等の推進
- 民間事業者による開発行為における適正な雨水排水処理の指導

河川等に関する施設長寿命化対策（リスクシナリオ1-2、7-1）

豪雨等による被害を最小限に抑えるため、普通河川及び農業関連水利施設の適切な維持管理と長寿命化を図ります。

（主な取り組み）

- 普通河川における護岸等の維持管理
- 農業水利施設である矢ノ目ダム（町管理）の適正管理と長寿命化推進
- 土地改良区等の管理施設である温水ため池の適正管理指導

総合的な土砂災害等の対策推進（リスクシナリオ1-3）

豪雨等による土砂災害等が発生した場合に、被害の軽減を図るため、ハード対策、ソフト対策両面から総合的な土砂災害対策を推進します。

（主な取り組み）

- 土砂災害防止施設の整備推進の要望及び町有地における急傾斜地の整備
- 土砂災害発生からの早期復旧のための資機材の確保
- 町民が土砂災害等から円滑に避難するための警戒周知の徹底
- 防災情報の提供及び土砂災害ハザードマップの有効活用
- 民間事業者による開発行為における適正な雨水排水処理の指導（再掲）

那須岳火山防災の対策推進（リスクシナリオ1-4、8-3）

将来起こりうる那須岳の火山活動に対する防災対策を推進します。

（主な取り組み）

- 対策検討の深化（噴火危険区域内における避難確保、火山シェルター等の検討）
- 適切な道路整備の推進
- 奥那須地域の渋滞対策の推進と総合的な再整備構想の樹立
- 町民及び観光事業者に対する平常時の啓発及び的確な避難誘導の推進

緊急輸送体制の整備（リスクシナリオ2-1、2-3、5-2、6-4）

災害発生時において、被災地域へ救護物資等を迅速かつ確実に輸送するため、国、県、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備します。

（主な取り組み）

- 臨時離着陸場（ヘリポート）の選定と整備

道路ネットワークの構築（リスクシナリオ2-1、5-2、6-4）

緊急輸送道路等の道路ネットワークの計画的な整備、耐震化、維持管理を推進します。

（主な取り組み）

- 緊急輸送道路に指定されている路線の区間拡張や新規指定に関する要望活動（P24参照）
- 緊急輸送道路及び避難路等沿道建築物の耐震化の推進（再掲）
- 生活道路、通学路等については、那須町道路整備5カ年計画等に基づいた計画的な整備・維持管理の推進

都市機能の維持（リスクシナリオ2-1、2-3）

大規模災害時において、隣接した拠点で都市機能が補完できるよう周辺自治体との連携を強化します。

（主な取り組み）

- 栃木県北及び福島県南地域自治体との連携強化
- 上記エリア間における道路整備の促進

【再掲】帰宅困難者対策（リスクシナリオ2-4）

大規模災害時において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。

（主な取り組み）

- 災害協定による収容施設、代替輸送手段の確保
- 宿泊施設との協定や観光施設、宿泊施設、事業所における緊急備蓄品の確保

電源の確保（リスクシナリオ4-1）

災害発生後の迅速かつ的確な情報収集、伝達及び関係機関相互の情報共有を図るため、安定した電源確保に資する取り組みを推進します。

（主な取り組み）

- 電力会社との連携による電源車の緊急配備
- 公共施設等における非常用電源設備の適切な維持管理と既存発電機の更新

道路の防災、減災対策（リスクシナリオ5-2、6-4）

災害発生時において、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災、減災対策を推進します。

（主な取り組み）

- 災害履歴がある箇所、区間等における防災、減災対策の推進
- 災害時における那須町建設業安全協議会との連携体制の強化及び応急復旧の実施

交通結節点への連携強化（リスクシナリオ5-3、6-4）

災害発生時において、鉄道の不通が発生した場合に備え、広域交通アクセスポイントの整備を推進します。

（主な取り組み）

- 東京⇄那須湯本長距離バスのアクセスポイントとなる「道の駅那須高原友愛の森」の機能充実

上下水道の耐震化と適切な維持管理（リスクシナリオ6-2）

災害発生時において、町民の暮らしに大きな影響を及ぼす上水道、下水道の適切な設備改良と維持管理を推進します。

（主な取り組み）

- 重要な管路、基幹施設の耐震化及び老朽管更新の推進

有害物質等の大規模拡散・流出対策（リスクシナリオ7-2）

災害発生時において、事業所からの有害物質流出や原子力発電所における異常事態による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を推進します。

（主な取り組み）

- 民間事業所で保管されている有害物質等の適正な保管指導
- 有害物質等が環境に及ぼす影響についての早期モニタリングと町民への周知
- 原子力発電所立地県である福島県、茨城県内からの避難住民等の受け入れ体制の確立

災害廃棄物の処理体制の整備（リスクシナリオ8-1）

災害廃棄物処理基本計画を策定するとともに、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する体制整備を推進します。

（主な取り組み）

- 仮置き場の確保及び廃棄作業の円滑運営

地籍調査の推進（リスクシナリオ8-2）

災害復旧の迅速な対応が可能となる地籍調査を推進します。

（主な取り組み）

○国土調査10か年計画及び臨時政策等に基づく地籍調査の着実な推進

【都市・インフラ】分野の重要業績指標

重要業績指標（K P I）	現状値	目標値
1 住宅の耐震化率	72%（H27）	95%（R7）
2 多数の者が利用する建築物の耐震化率	77%（H27）	95%（R7）
3 上水道 基幹管路の耐震適合率	21%（H30）	30%（R7）
4 市街地における多目的空地の確保	1ヶ所（H30）	4ヶ所（R7）
5 幹線道路の無電柱化	0ヵ所（H30）	1ヶ所（R7）

※下水道については、主要施設の耐震工事を実施中

(3) 町民の暮らし

防災意識の啓発、防災教育の実施（リスクシナリオ1-5、8-4）

災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、普及啓発や防災教育を推進します。

(主な取り組み)

- 町立保育園、小中学校、県立高等学校における管理者、職員等に対する研修
- 私立幼稚園、私立中・高等学校との連携推進と災害時の情報共有
- 園児、児童、生徒向け防災教育の実施（例：ナイスタイム）
- 大規模ホテル、大規模小売施設における避難誘導體制の常時確認
- 民間団体との連携
- 気象、防災に関する講演会の開催

地域防災力の向上（リスクシナリオ1-5、8-4）

災害発生時に、被害を最小限に抑えるため、地域で対応できる体制（共助）を整え、地域防災力の向上を図ります。

(主な取り組み)

- 自主防災組織の結成、育成及び防災訓練の実施
- 消防団の充実、強化

町民等への災害情報の伝達（リスクシナリオ1-5、4-1）

町民や観光客に対する情報伝達手段として、防災行政無線の活用をはじめ、災害の種別に応じた多様な伝達手段を確立し、迅速かつ正確な災害情報の伝達を図ります。

(主な取り組み)

- 防災行政無線の基地局・子局等の増設
- 防災情報メール（安全安心メール）の登録数増加対策
- 高齢者向け情報受信経費の支援
- エリアメールの適切な運用
- 情報伝達技術の進化を取り入れた複合的な伝達手段の確保

避難行動要支援者対策（リスクシナリオ1-5）

災害発生時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」への情報伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能となる体制を整備します。

(主な取り組み)

- 自治会等と連携した避難支援の推進

外国人対策（リスクシナリオ1-5、8-4）

町内在住の外国人やインバウンド観光客の安全を確保するため、県と連携し、支援体制を整備します。

(主な取り組み)

- 防災に関する情報の多言語化等
- 災害時における町内在住通訳ボランティア人材の登録と運用
- 外国語を話せる町職員の育成

医療関係団体との連携強化（リスクシナリオ2-3）

医療関係団体との連携、協力により、災害時医療救急体制の充実を図ります。

(主な取り組み)

- 医療関係団体との災害時医療救護活動に関する協定の締結推進
- 救護所の運営における医療関係団体との連携、協力体制の構築

救護班、救護所、トリアージ体制の整備（リスクシナリオ2-3）

救護班、救護所の整備により、災害時における負傷者への医療救護体制を確保します。

(主な取り組み)

- 医療関係団体との協定に基づく医科、歯科の特別救護班の救護所への配置
- 栃木県北地域内の救急医療機関等との協定に基づく災害時における救護所の設置及び負傷者のトリアージ及び後方医療機関への搬送
- 特別救護班員を対象にしたトリアージ研修や資器材の配備

感染症予防対策（リスクシナリオ2-5）

避難場所、被災地区での感染症や食中毒の発生リスクに備え、平常時から感染症等の予防対策に取り組めます。

(主な取り組み)

- 予防接種の実施や消毒、衛生害虫駆除を行う体制整備の推進

災害ボランティアの活動体制の強化（リスクシナリオ8-2）

災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、環境整備を進めます。

(主な取り組み)

- 社会福祉協議会と連携したボランティアセンターの開設
- ボランティア活動を総括するコーディネーター的人材の育成
- マスメディアへの的確な情報提供
- 震災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、訓練等の実施及び専門家やコーディネーターの確保

【町民の暮らし】分野の重要業績指標

重要業績指標（KPI）	現状値	目標値
1 自主防災組織の結成	1団体（H30）	90団体（R7）
2 那須町安全安心メール加入者数	3,300人（H30）	10,000人（R7）
3 災害時要援護者支援活動を実施する自治会	全体の60%（H30）	全体の100%（R7）
4 幼・保・小・中・高等学校における防災訓練実施率	100%（H30）	100%（R7）

(4) 産業と経済

【再掲】物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（リスクシナリオ2-1、5-3）

災害発生直後の被災町民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組みます。

(主な取り組み)

- 民間事業者との新たな協定締結や、防災協力事業所等登録制度の推進

本社機能等の移転（リスクシナリオ5-2）

国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等による首都機能に基大な被害を生じる災害が発生した場合においても事業継続が図られるよう、東京圏に立地する企業の本社機能等の移転を推進します。

(主な取り組み)

- 栃木県企業立地推進協議会との連携
- 菱喰内工業団地内立地企業との情報交換等の推進
- 本町へ本社機能や研究所を移転する際の企業への総合的支援
- 町内における企業立地適地の選定及び産業団地適地の選定

【再掲】道路の防災、減災対策（リスクシナリオ5-2、6-4）

災害発生時において、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災、減災対策を推進します。

(主な取り組み)

- 災害履歴がある箇所、区間等における防災、減災対策の推進（再掲）
- 災害時における那須町建設業安全協議会との連携体制の強化及び応急復旧の実施（再掲）

【再掲】道路ネットワークの構築（リスクシナリオ2-1、5-2、6-4）

緊急輸送道路等の道路ネットワークの計画的な整備、耐震化、維持管理を推進します。

(主な取り組み)

- 緊急輸送道路に指定されている路線等の計画的な整備、耐震化、維持管理の促進（再掲）
- 緊急輸送道路及び避難路沿道建築物の耐震化の推進（再掲）
- 生活道路、通学路等の適切な維持管理と計画的な整備推進（再掲）

【再掲】交通結節点への連携強化（リスクシナリオ5-3、6-4）

災害発生時において、鉄道の不通が発生した場合に備え、広域交通アクセスポイントの整備を推進します。

(主な取り組み)

- 東京⇄那須湯本長距離バスのアクセスポイントとなる「道の駅那須高原友愛の森」の機能充実（再掲）

農林水産業にかかる生産基盤等の災害対応力の強化（リスクシナリオ5-1）

災害発生時の被害を最小限に抑えるため、農業水利施設や農林業共同利用施設等の施設改良や適切な維持管理を図ります。

(主な取り組み)

- 農業用ダム（矢ノ目ダム）の適正管理と施設の長寿命化、管理技術者の育成
- 共同利用施設（JA、森林組合）や農業用ため池、取水堰等の適正管理

ライフラインの災害対応力強化（リスクシナリオ4-1、6-2）

災害発生時におけるライフライン機能の維持及び確保を図るため、関係機関と連携しながら災害対応力を強化します。

（主な取り組み）

- 電気、電話、上水道、下水道事業との連携と、災害対策上重要な設備の定期点検、長寿命化の推進
- 総合防災訓練の実施

自立分散型エネルギーの導入推進（リスクシナリオ6-1）

大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用に加え、蓄電池との組み合わせを促進し、コジェネレーションシステムを導入するなどエネルギーの自立分散化を推進します。

（主な取り組み）

- 町役場庁舎及び指定避難所等における自立分散型エネルギーの導入推進

農道、林道の整備（リスクシナリオ6-4）

災害発生時における避難路を確保するため、迂回路に活用できる農道や林道の把握と整備を推進します。

（主な取り組み）

- 迂回路設定が可能な農道、林道の保全と整備推進

農業水利施設の老朽化対策及び耐震化推進（リスクシナリオ7-1）

災害発生の際に農業生産への影響が大きい農業用ため池や取水堰等の基幹的水利施設の老朽化対策と耐震化を推進します。

（主な取り組み）

- ダム、ため池等の機能診断の実施と耐震化を含む長寿命化対策の推進

農地・農業用水利施設等の適切な保安全管理（リスクシナリオ7-3）

農業と農村が有する国土の保全機能、水資源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に向けた取り組みを推進します。

（主な取り組み）

- 優良農地の確保や地域の共同作業による農地や農業用施設の保全活動推進
- 農業用ため池等のハザードマップ作成

森林の適切な保安全管理（リスクシナリオ7-3）

森林が有する水源涵養機能、山地災害の防止等の機能の維持、増進を推進します。

（主な取り組み）

- 那須町森林組合との連携強化
- 国森林環境譲与税事業等を活用した森林整備の推進
- 林業従事者増加対策の推進

建設業における復旧、復興を担う人材を含めた労働者の育成、確保（リスクシナリオ8-2）

高齢化の進行や、若年入職者の減少による担い手不足解消を図ります。

（主な取り組み）

- 建設業団体と行政が連携した若年層入職推進対策の検討
- 建設業イメージアップのための普及啓発事業の推進

【産業と経済】分野の重要業績指標

重要業績指標（KPI）	現状値	目標値
1 災害時協力協定事業者、団体数	協定数29（H30）	協定数40（R7）
2 森林環境譲与税事業による森林整備面積累計	0ha（R1）	50ha（R7）

上記を踏まえ、「第4章 強靱化の推進方針」において整理した施策分野ごとの優先項目は次のとおりです。

《まとめ》

優先的に取り組む施策の項目（ ）はリスクシナリオナンバー

施策分野	施策
(1)行政機能と消防	<p>《行政機能》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（2-1、5-3） ○情報の収集、伝達体制の確保（1-5、4-1） ○防災拠点機能の確保及び防災上重要な町有建築物の耐震化（3-1） ○業務継続体制の整備（3-1） ○首都直下地震等への対応（3-1、5-2） <p>《消防》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保（1-1） ○相互応援体制の整備（2-2、3-1） ○消防広域応援体制の整備（2-2）
(2)都市・インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ○道路ネットワークの構築（2-1、5-2、6-4） ○那須岳火山防災対策の推進（1-4、8-3） ○道路の防災、減災対策（5-2、6-4） ○住宅、建築物等の耐震化（1-1） ○社会資本の老朽化対策（1-1、5-3） ○老朽空き家対策（1-1） ○市街地整備（1-1） ○総合的な水害対策（1-2） ○河川管理施設の長寿命化対策（1-2、7-1） ○総合的な土砂災害等対策（1-3） ○緊急輸送体制の整備（2-1、5-2、6-4） ○都市機能の維持、誘導（2-1、2-3） ○上下水道施設の耐震化（6-2）
(3)町民の暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ○防災意識の啓発、防災教育の実施（1-5、8-4） ○地域防災力の向上（1-5、8-4） ○町民等への災害情報の伝達（1-5、4-1） ○避難行動要支援者対策及び外国人対策（1-5、8-4） ○学校等における防災教育の充実（1-5） ○医療関係団体との連携強化（2-3） ○救護班、救護所、トリアージ実施体制の整備（2-3）
(4)産業・経済	<ul style="list-style-type: none"> ○物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（2-1、5-3） ○本社機能等の移転（5-2） ○農林水産業にかかる生産基盤等の災害対応力の強化（5-1） ○森林の適切な維持管理（7-3）

第5章 計画の推進と進捗管理

1 各種施策の推進と進捗管理

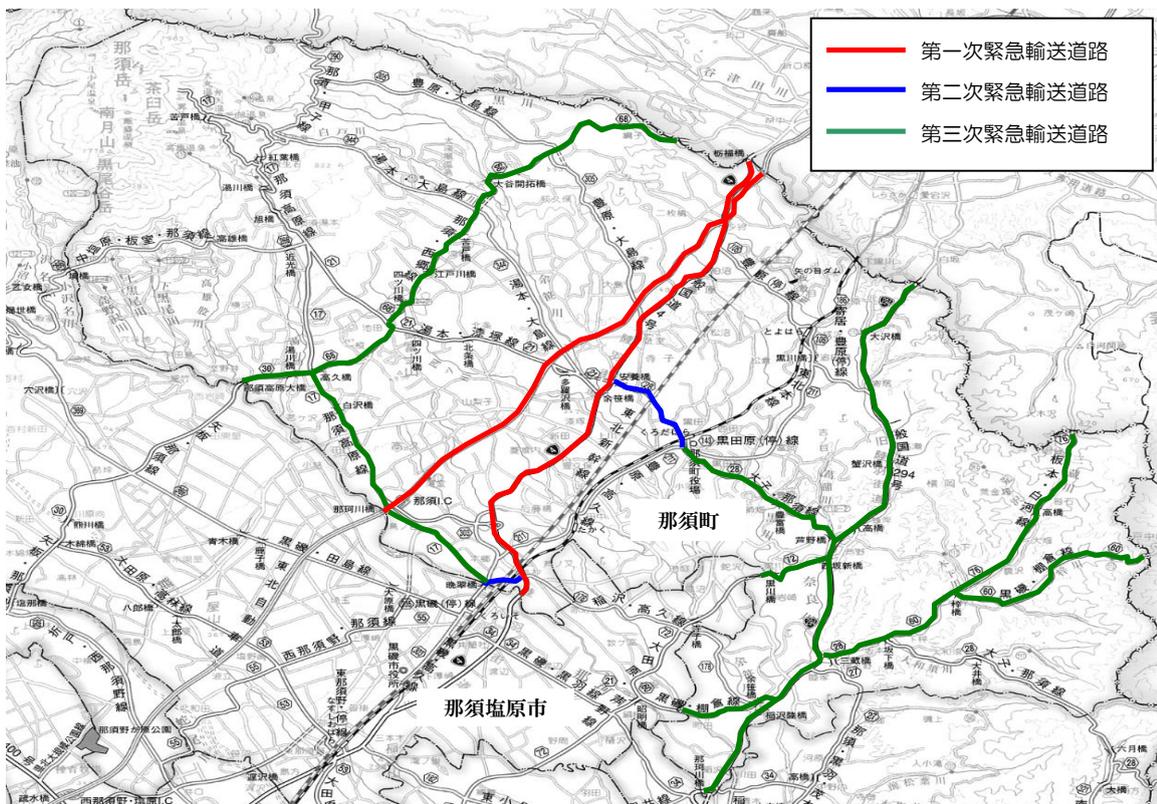
本計画に位置付けた取り組みは、本町全体の危機管理に関するものであることから、「那須町地域防災計画」と一体となった総合的かつ効果的な防災、減災対策を推進します。

また、推進方針に掲げた取り組み（P13～P23）の進行管理は、PDCAサイクルにより行うものとし、指標や各分野における進捗状況を把握していきます。

【参考】

那須町内において指定されている緊急輸送道路

○第一次緊急輸送道路	一般国道4号
	東北自動車道
○第二次緊急輸送道路	県道（主要地方道）大子那須線（小島～黒田原）
	県道稲沢高久線（高久甲地内）
○第三次緊急輸送道路	一般国道294号
	県道（主要地方道）那須高原線
	県道（主要地方道）矢板那須線
	県道（主要地方道）那須西郷線
	県道（主要地方道）大子那須線（黒田原～芦野）
	県道（主要地方道）黒磯棚倉線
	県道（主要地方道）大田原芦野線
県道（主要地方道）伊王野白河線	



リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 人命の救助が最大限図られること

1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や、住宅密集地における火災による死傷者の発生

《住宅・建築物の耐震化》

本町の町有建築物については、耐震改修等が進んでいるものの、民間住宅の耐震化が課題になっていることから、効果的な普及啓発を行うとともに、国や県の支援制度を有効活用し、耐震化を促進する必要があります。また、将来予想されている首都直下地震が最大規模で発生した場合には、本町においても東日本大震災レベルの被害想定をしておく必要があります。

《社会資本の老朽化対策》

高度成長期に整備された社会資本が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれることから、適切な維持管理等を行う必要があります。

《老朽空き家対策》

災害発生時の倒壊等による危害を防止するため、管理が不十分な老朽空き家について、県や関係機関と連携し、解体や適正管理の指導を進める必要があります。

《市街地整備》

建物の老朽化や、空地不足など市街地に有する防災上の脆弱性による被害の拡大や避難活動への支障が懸念されるとともに、電柱も多く林立していることから、避難の際に支障になりうる可能性があります。

《火災予防に関する啓発活動、地域の消防力確保》

災害発生時に、迅速かつ的確に消火、救急、救助活動が行われるよう、消防団員の確保や資質の向上等の消防組織の充実、広域的な消防応援体制の適切な運用をする必要があります。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水

《総合的な水害対策》

町民の生命、財産を守るため、平成10年災害により復旧工事が完了した普通河川の護岸の維持や、河床の堆積土の除去などによる河川の安全性を高める防災、減災対策を推進するとともに、災害発生時の防災減災対策、早期復旧のための資機材等を平常時から確保する訓練が必要です。

[ハザードマップ]

令和元年10月の台風第19号災害を踏まえ、浸水ハザードマップの見直し、更新が必要です。

[民間事業者の開発行為]

近年頻発している豪雨に対応する雨水調整施設の確実な施工を指導する必要があります。

《河川管理施設の長寿命化対策》

町が管理している河川（普通河川）について、平成10年災害で復旧した箇所を経年経過を把握するとともに必要な維持管理を行う必要があります。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

《土砂災害防止施設の整備》

土砂災害が発生した場合に、住宅や要配慮者利用施設、公共施設などの被災を最小限に抑えるため、急傾斜地における土砂災害防止施設の整備を推進していく必要があります。

《土砂災害対策》

町民の生命、財産を守るため、平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対して、防災意識の啓発を図るとともに、早期復旧のための資機材を確保（もしくは緊急配備が可能なように）する必要があります。

土砂災害警戒区域や大規模盛土造成地については、県と連携し、潜在的危険箇所の有無について継続的に把握していくことや、土砂災害から町民等が円滑に避難できるよう、大雨時における警戒周知やハザードマップを活用した啓発を推進する必要があります。

《山地防災対策》

森林が有する水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備を推進する必要があります。

1-4 那須岳の突発的噴火による多数の死傷者の発生

《観測体制の整備》

気象庁と連携し、観測体制を維持するとともに、その成果を町民や関係機関に周知していく必要があります。

《通信機能の整備》

緊急時に緊急伝達が可能となるよう防災行政無線の拡充整備が必要です。

《緊急避難路となる道路整備、救助体制の拠点となる駐車場の整備》

緊急時に円滑な避難が可能となる道路整備や駐車場整備について、関係機関と連携し、検討を進めるとともに、奥那須地域の総合的な安全安心と観光面での復興を推進する計画づくりも必要です。

《応急対策上重要な施設や不特定多数が利用する施設の安全性向上》

噴石等を想定した施設の整備を行うとともに、一時的な避難シェルター整備を検討する必要があります。

1-5 (1-1から1-4のリスク想定において) 情報伝達の不備等により避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生

《防災意識の啓発、防災教育の実施》

災害発生時に町全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、町民の防災意識の啓発に努め、幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、防災上重要な施設（病院、ホテル、大規模小売店舗等）の管理者及び職員に対して防災意識を啓発するとともに、児童、生徒への防災教育を実施する必要があります。

《地域防災力の向上》

災害発生時の初動期に、地域で対応できる体制（共助）を整えるため、自主防災組織の育成、強化や消防団の充実、強化などの地域防災力の向上を図る必要があります。

《情報の収集と伝達体制の確保》

災害発生時に的確な情報収集を行い、複合的な伝達を行う必要があります。防災行政無線、安全安心メール、防災ネットワークのほか、技術革新に比例したツールの導入を図る必要があります。

1-5 (1-1から1-4のリスク想定において) 情報伝達の不備等により避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生 (つづき)

《避難行動要支援者対策》

災害が発生した際に、自力で避難することが困難で、避難支援を希望する「災害時要援護者」に対し、地域住民同士の助け合いで避難誘導等を行う「災害時要援護者支援制度」の推進により、情報伝達、避難誘導等を迅速に行える体制の拡充が必要です。

※要介護認定者や、障がい者手帳保持者などの町で把握する情報をもとに、災害時に支援を必要とする可能性の高い方の名簿（避難行動要支援者名簿 災害時に限った運用）について、名簿の更新や適正管理を行う必要があります。

《外国人対策》

災害発生時に外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や、通訳ボランティアの確保など、県と連携しながら支援体制を整備していく必要があります。

また、町職員及び町民、観光事業者等が、災害時における外国人支援の必要性についての意識醸成を図るとともに、外国人向けの防災意識醸成を図る必要があります。

2 救助、救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合に必要な対応を含む）

2-1 災害発生時における被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

《物資、資機材等の備蓄、調達、緊急輸送体制の整備》

被災町民の生活を確保するため、医療品をはじめとして、計画的な現物備蓄の推進や事業者等との協定等に基づく流通備蓄により、食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保する必要があります。

また、災害発生時に被災地域や孤立集落へ救護物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、周辺自治体、関係機関と連携した体制を確保する必要があります。

《緊急輸送道路等の整備》

緊急輸送道路に指定されている路線や町道の主要幹線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、災害対策本部等との円滑な連絡や輸送体制の確保を図るため、関係機関と連携し、指定路線の追加等も検討する必要があります。（例：県道那須高原線の指定区間拡張等 火山防災関係）

《道路警戒態勢の整備》

緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携による資機材の確保と情報共有体制の整備をさらに図っていく必要があります。

2-2 消防等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

《相互応援体制の整備》

自治体間で締結している災害時の相互応援協定の実効性を確保するとともに、平常時において運用の確認をしておく必要があります。

《消防広域応援体制の整備》

大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものにするため、消防の広域応援体制の向上を図る必要があります。

2-3 救護、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺、重篤者の搬送支障

《医療関係団体との連携》

災害時の医療体制を確保するため、近隣自治体内の拠点となる病院や医療関係団体との緊急時における協力応援体制の確認や訓練を行う必要があります。

《救護班、救急所、トリアージ実施体制の整備》

災害時の医療救護活動を迅速に実施するため、特別救護班の編成体制を整えることや救護班の活動に必要な資機材等を提供する必要があります。

また、救護所の設置による医療救護活動の実施や治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージ体制の整備も行う必要があります。

《緊急輸送体制の整備》（再掲）

災害発生時に、被災地域へ救護物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、周辺自治体、関係機関と連携した体制を確保する必要があります。

2-4 橋りょう崩落等による長期の帰宅困難者への飲料水、食料等の供給不足

《関係機関等との連携強化》

連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保など、平常時から県や公共交通機関等と連携し、帰宅困難者の受け入れ体制を整備することや事業所等において緊急物資の備蓄を促進する必要があります。

※想定 町内を貫流する余笹川、黒川、近隣市との境界である那珂川に架かる橋りょうが全て通行不能になり、通勤通学者が長時間帰宅困難となった場合。

2-5 災害発生時における感染症等の大規模発生

《平常時からの予防対策》

避難場所や被災地区での感染症や食中毒の発生やまん延防止のため、平常時から予防接種や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制等の確認など予防対策を行う必要があります。

3 必要不可欠な行政機能を確保すること

3-1 町職員、施設等の被災による機能の大幅低下、登庁困難者多数による機能不全

《防災拠点、防災上重要な町有建築物の機能確保》

大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出、救助、物資輸送医療活動等において、重要な役割を担う災害活動拠点施設や防災上重要な町有建築物について、防災機能の確保や耐震化を計画的に推進する必要があります。

《業務継続体制の整備》 《相互応援体制の整備》

那須町業務継続計画に基づき、災害対応力の向上を図る必要があります。

また、自治体間で締結している災害時の相互応援協定の実効性を確保するとともに、平常時において運用の確認をしておく必要があります。

《町職員の登庁体制》

気象予測を的確にとらえ、居住地が遠い職員に対しても早期の情報伝達を行い、災害発生前の円滑な登庁を図ります。

《首都直下地震等への対応》

東京圏で想定されている首都直下地震が発生した場合、首都機能に甚大な被害が想定されることから、必要不可欠な行政機能を確保する趣旨において、県及び周辺自治体と連携しながら対応を検討する必要があります。

4 必要不可欠な情報通信機能を確保すること

4-1 電力供給停止等による情報通信機能の麻痺、長期停止

《電源の確保》

災害発生後の迅速かつ的確な情報収集、伝達及び関係機関相互の情報共有を図るため、関係機関が設置している非常用発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時における安定した電源を確保する必要があります。また、電力事業者と平常時から連携の確認を行う必要があります。

《情報の収集と伝達体制の確保》（再掲）

災害発生時に的確な情報収集を行い、複合的な伝達を行う必要があります。防災行政無線、安全安心メール、防災ネットワークのほか、技術革新に比例したツールの導入を図る必要があります。

5 経済活動を機能不全に陥らせないこと

5-1 本町の基幹産業である観光、農業における経済活動の停滞

《被災からの早期復旧》

本町の基幹産業である観光と農業への被災は、地域経済に与える影響は大きいことから、観光施設や温泉源泉、農地、農業用施設について、町・民間事業者・関係機関が総力をあげて早期復旧に取り組む必要があります。

《観光、農業振興地域内の道路整備》

観光スポット周辺や、農業振興地域内の道路について、計画的な整備、維持管理に努める必要があります。

《マスメディアへの積極的な情報発信》

風評による地域産業への影響を最小限に抑えるため、マスメディアに対して早期復旧、復興状況の情報発信を行う必要があります。

5-2 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

《本社機能等の移転》

国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等により災害が発生したとしても事業継続が担保されるよう、東京圏に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取り組みを進める必要があります。

5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

《道路の防災、減災対策》

災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路防災危険箇所のうち、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所について、防災、減災対策を実施する必要があります。

《緊急輸送体制の整備》（再掲）

災害発生時に、被災地域へ救護物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、周辺自治体、関係機関と連携した体制を確保する必要があります。

《緊急輸送道路等の整備》（再掲）

緊急輸送道路の指定されている路線や町道の主要幹線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、円滑な輸送体制の確保を図るため、関係機関と連携し、指定路線の追加も検討する必要があります。（例 県道那須高原線の指定区間拡張等 火山防災関係）

《道路警戒態勢の整備》（再掲）

緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携による資機材の確保と情報共有体制の整備をさらに図っていく必要があります。

《道路結節点へ連携強化》

交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、結節点に直接接続する幹線道路の整備や道の駅などの空間整備を推進する必要があります。

《空中輸送体制の整備》

災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合に備え、道の駅等への臨時離着陸場の設置を検討します。

5-4 食料等の安定供給の停滞

《物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備》（再掲）

被災町民の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や事業者等との協定等に基づく流通備蓄により、食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保する必要があります。

また、医療機関や医療品卸売業者と連携した医療品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要があります。

《農林水産業にかかる生産基盤等の災害対応力の強化》

災害発生時の被害を最小限に抑えるため、農業用ダム、ため池、取水堰等の維持管理計画の定期的な見直しや平常時の点検、ダム管理技術者の育成、確保など管理体制の強化を図る必要があります。

また、農林業共同利用施設について、農業協同組合等の管理者による平常時からの適切な施設管理を促進する必要があります。

6 生活・経済活動に必要な公共インフラを確保するとともに、早期復旧を図ること

6-1 電力供給の長期停止

《電源の確保》（再掲）

災害発生後の迅速かつ的確な情報収集、伝達及び関係機関相互の情報共有を図るため、関係機関が設置している非常用発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時における安定した電源を確保する必要があります。

また、電力事業者と平常時から連携の確認を行う必要があります。

《エネルギーの自立分散化》

大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーション※の利活用を促進し、自立分散型エネルギーの普及拡大を図る必要があります。

6-2 上水道、下水道の長期間にわたる機能停止

《水道施設の長寿命化、耐震化》

災害発生時においても、町民生活への影響を最小限に抑えるため、上水道の基幹施設や管路の長寿命化、耐震化を図る必要があります。

また、一級河川沿いの水道施設について、浸水に対するリスク管理を行い、必要な整備を図る必要があります。

《下水道施設の長寿命化、耐震化》

災害発生時においても、町民生活への影響を最小限に抑えるため、下水道の基幹施設や管路の長寿命化、耐震化を図る必要があります。

6-3 温泉の被災による温泉の供給停止

《源泉の保全》

民間事業者が所有する温泉源泉について、本町の観光振興の基本となる資源であることから、河川沿いや急傾斜地内の源泉について、平常時から点検、整備を行う必要があります。（民間事業者）

※コージェネレーション 発電のほかに熱源も発生させるエネルギー供給システム

6-4 公共交通ルートが分断する事態

《道路の防災、減災対策》（再掲）

災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所について、防災、減災対策を実施する必要があります。

《道路施設の応急復旧体制の整備》

災害発生時において、平常時の生活水準の確保や、孤立集落を発生させないために、建設業者と協議を行い、担任区域における応急復旧対応を確認しておく必要があります。

《緊急輸送体制の整備》（再掲）

災害発生時に、被災地域へ救護物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、周辺自治体、関係機関と連携した体制を確保する必要があります。

《緊急輸送道路等の整備》（再掲）

緊急輸送道路に指定されている路線や町道の主要幹線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、円滑な輸送体制の確保を図るため、関係機関と連携し、指定路線の追加も検討する必要があります。（例 県道那須高原線の指定区間拡張等 火山防災関係）

《道路警戒態勢の整備》（再掲）

緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携による資機材の確保と情報共有体制の整備をさらに図っていく必要があります。

《道路結節点へ連携強化》（再掲）

災害発生時においても、交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要な幹線道路の整備や、交通広場、道の駅の整備など代替輸送車両等の滞留空間の整備を推進する必要があります。

《農林道の整備》

災害発生時に迂回路として活用可能な農道や林道を把握し、整備を進める必要があります。

7 二次災害の発生を防御すること

7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊、機能不全による二次災害の発生

《農業水利施設の老朽化対策及び耐震化》

被災した場合に影響が大きい基幹的農業水利施設の損壊等による被害を最小限に抑えるため、老朽化対策や耐震化等の対策を推進する必要があります。

《河川管理施設の長寿命化対策》（再掲）

町が管理している河川（普通河川）について、平成10年災害で復旧した箇所の経年経過を把握するとともに必要な維持管理を行う必要があります。

7-2 有害物質の大規模拡散、流出

《有害物質の大規模拡散、流出》

地震発生時における倒壊建物等からの有害物質の拡散、洪水発生時の建物浸水による流出や近隣県の原子力発電所等の異常事態による健康被害、環境への悪影響を防止するための対策を進める必要があります。

また、福島県、茨城県内の原子力発電所において、不測の事態発生が発生した場合、町内の道の駅を避難住民等の受付拠点（スクリーニング）にする必要があります。

7-3 農地、森林等の荒廃による被害の拡大

《農地、農業用水利施設等の適切な保全管理》

農業、農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地、農業用施設等の保全活動や地域における生産活動への支援等を推進する必要があります。

《森林の適切な整備、保全》

森林が有する水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持、増進を図るため、造林、間伐等の森林整備や治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要があります。

7-4 那須岳噴火後の火山灰の降灰、火砕流の発生

《通信機能の整備》（再掲）

緊急時に緊急伝達が可能となるよう防災行政無線の拡充整備が必要です。

《生活の確保》

火山灰のストックヤードの確保や、降灰による健康被害を最小限にする対策、那須湯本地域内の上水道施設における緊急対策が必要です。

《緊急避難路となる道路整備、救助体制の拠点となる駐車場の整備》（再掲）

緊急時に円滑な避難が可能となる道路整備や駐車場整備について、関係機関と連携し、検討を進めるとともに、奥那須地域の総合的な安心安全と観光面での復興を推進する計画づくりも必要です。

《農畜産物生産の確保》

降灰等による農地、農作物、飼料作物への影響について、県農政部、農業関係団体と連携し、影響を最小限に抑える対応を進める必要があります。

8 地域社会、地域経済が迅速に復旧、復興できる条件を整備すること

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧、復興が大幅に遅れる事態

《災害廃棄物の処理体制の整備》

災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、「災害廃棄物処理基本計画」を策定する必要があります。

8-2 道路橋りょう等の復旧、復興を担う人材（専門技術者、労働者、ボランティア）の不足により、復旧、復興が大幅に遅れる事態

《地籍調査の推進》

被災後の迅速な復旧、復興が可能となる現地復元性のある地図を作成するため、技術者の確保等により地籍調査の推進を図る必要があります。

《復旧、復興を担う人材の育成、確保》

建設業における高齢化の進行や離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技能労働者等の育成、確保を図る必要があります。

《災害ボランティアの活動体制の強化》

災害ボランティアの活動を支援するため、主体となる社会福祉協議会との情報共有やボランティアの確保、資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要があります。

《マスメディアとの連携》

マスメディアに自動発信できるＬアラートの活用や、早期復興に向けた対応など情報発信の連携を強化する必要があります。

8-3 火山噴火からの復旧、復興を担う総合的なコーディネーターの不足による復旧、復興が大幅に遅れる事態

《専門技術者等との連携》

那須岳火山防災協議会や協議会顧問である学識経験者の知見、国県関係機関等の指導のもとでの確かな復旧、復興を行う必要があります。

8-4 地域コミュニティの衰退により、復旧、復興が大幅に遅れる事態

《防災意識の啓発、防災教育の実施》（再掲）

災害発生時に町全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、町民の防災意識の啓発に努め、幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、防災上重要な施設（病院、ホテル、大規模小売店舗等）の管理者及び職員に対する防災意識の啓発を行うとともに、児童、生徒への防災教育を実施する必要があります。

《地域防災力の向上》（再掲）

災害発生時の初動期に、地域で対応できる体制（共助）を整えるため、自主防災組織の育成、強化や消防団の充実、強化などの地域防災力の向上を図る必要があります。

《外国人対策》

災害発生時に外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や通訳ボランティアの確保など、県と連携しながら支援体制を整備していく必要があります。